

広報かるまい お知らせ版 486号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 / FAX 46-2335

「森林ウォーキング in 折爪岳」 参加者募集

折爪岳の自然に親しんでもらうため、山頂からミレットパークまでを歩いて下るイベントを開催します。

折爪岳の自然にふれあい、「こころ」と「からだ」をリフレッシュしませんか？

■日時 6月22日(日) 8:30~14:10

■集合場所 軽米町役場

■主な内容 ・山頂からミレットパークまでの山下り
・魚釣り体験
・ピザづくり体験
・てんぼ焼き体験

■募集人数

先着25名(小学生以下は保護者同伴、未成年者は保護者からの同意が必要)

■参加料 大人(中学生以上) 1,000円
小学生以下 500円

■応募締切 6月6日(金) 17:00まで

■お申し込み方法

電話・FAXまたはメールで、住所、氏名、生年月日、電話番号をお知らせください。

【問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当

(☎46-4746 FAX46-2335)

(メール sangyoshinkou@town.karumai.iwate.jp)

第2回「芝桜カップ軽米ビーチ ボール交流会」参加チームを 募集します

■日時 6月22日(日) 9:00~14:00

■場所 町民体育館

■内容

1チーム4人がコート上でネット越しにビーチボールを打ち合います(ルールはママさんバレーによく似ています)

賞品が当たる抽選会があります

■参加資格

中学生以上の4~8名のチーム(男女の比は問いません)

■持ち物 運動靴(運動しやすい服装でご参加ください)

■申込方法

かるまい文化交流センターと町民体育館に申込用紙がありますので、6月9日(月)までにFAXまたは直接提出してください。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当(☎46-4744)

(FAX46-3050)

電気柵等設置に補助します

町では、農作物の鳥獣被害防止のため、電気柵、防護柵の購入設置費用の一部を予算の範囲内で補助します。

■補助対象者

町内に住所・農地を有し継続的に農産物を生産している農業者で町税の滞納がない方

■補助金額

電気柵等の購入設置費用の2分の1を補助(上限30万円)

■申請書類等(申請書類は産業振興課にあります)

①軽米町電気柵等設置補助金交付申請書

②見積書

③位置図

④設置予定場所の写真

⑤同意書(土地所有者が申請者と異なる場合)

※購入設置する前に申請を行ってください。

※予算に限りがありますので、お早めにご相談下さい。

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当(☎46-4739)

軽米高校同窓会総会の開催

■日時 5月30日(金) 総会18:00~
懇親会19:00~

■場所 総合会館 瀧村屋

■会費 5,000円 ※学生、20歳未満は無料

■その他

申込みは、5月26日(月)までにお申し込みください。

参加者のお名前について、必ず記載をお願いします。

体調がすぐれない方は、参加をお控えください。

場合により中止の際は、学校HPでお知らせします。

【申込み・問い合わせ先】

軽米高校内・同窓会事務局 担当: 大家(おおや)

(☎46-2320 FAX46-3928)

メール ptf4-ooya-takenori@iwate-ed.jp



メールアドレス

住民主体の通いの場活動補助金の申請受付を行います

町では、子どもから高齢者まで幅広い世代の住民が交流活動を通じて健康寿命の延伸及び地域での支え合い体制の創出を図るため、身近な場所で気軽に集える場（通いの場）で主体的に活動を行う団体に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

■補助対象団体と対象事業

町内に活動拠点を有し、年間を通じて継続的に事業を実施すると認められる団体で、実施施設の開放と活動時間内の安全管理を行い、参加者相互及び地域での世代間交流を図る活動や、参加者のレクリエーション活動を主体的に実施すること

■対象経費

- ①町全域の住民を対象とし、常設である通いの場：
 - 1カ月あたり4万円以内（上限12回）
- ②地区公民館等を会場とする通いの場：
 - 開催1回につき3,000円以内（上限20回）

■申込締切 5月30日（金）

※申請の際には、事前に担当課までご相談ください。

※その他要件等ありますので詳しくはお問い合わせください。

【申込み・問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当（☎46-4736）

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業(住宅改修補助)

要援護高齢者や重度身体障がい者の自立支援と介護の負担軽減などを図るため、住宅改修をする場合に必要な経費に対し、補助金を交付します。

■対象者

- ①介護保険法に規定する要介護・要支援の認定を受けている方がいる世帯
- ②下肢・体幹機能障害による身体障害者手帳1～3級を所持している方がいる世帯

■事業の内容

対象者が居住する住宅のトイレ、浴室などの改善、床面の段差解消、手すりの設置など、日常動作及び介護動作の向上が認められる場合に、その経費の一部を補助します。

■補助額

対象経費から介護保険住宅改修費支給限度額又は障害者住宅改修費を控除した額の3分の2に相当する額（上限額40万円以内で規定により決定）

■申込期間

6月2日（月）～6月20日（金）

■その他

- ・令和8年1月末までに完了する改修が対象となります。
- ・受付期間内であっても、予算額を超える申込があった時点で受付を締め切らせていただくことがありますので、ご了承ください。
- ・世帯員の所得金額が基準を越えている場合や新築・増築の場合、既に改修済の住宅など、内容によっては対象外となる場合があります。

【申込み・問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当（☎46-4736）

「音更町姉妹締結40周年記念事業」音更町の団体との交流に補助します

令和7年度は、昭和60年に北海道音更町と姉妹締結を結んでから40周年の記念の年となります。姉妹締結40周年を記念し、下記のとおり音更町の団体と交流する町内の団体を補助します。ぜひご活用ください。

■補助対象者

町内に住所を有する団体、グループなど



詳しくはこちら

■補助対象事業

姉妹締結40周年を祝し、音更町の各団体と交流等を行う公益的な事業

（事業の例）

- ・軽米町ゲートボール協会が、音更町で開催されるゲートボール大会に参加し、大会終了後に音更町ゲートボール協会のメンバーと交流会を開催する
- ・農村青年クラブが、音更町の農業施設を視察し、音更町の青年農業者との意見交換会を開催する

■補助対象経費、補助金額

区分	補助対象経費	補助金額
交流事業費	補助対象事業に直接要する経費（バス等借上料は別途） ・フェリー旅客運賃 ・航空券代 ・宿泊費 ・保険代 ・大会参加費 など	対象経費の実費 （上限50万円）
バス等借上料	・バス借上に係る費用 ・北海道内でのレンタカー代、燃料費、高速道路料金等 ・フェリー乗用車運賃	対象経費の実費 （上限50万円）

※申請は1補助対象者につき年1回までで、補助金額の上限は合計100万円です。

※フェリー旅客運賃は9千円/回、航空券代は3万円/回、宿泊費は2万円/泊を上限とします。

○個人向けツアーも募集予定

団体交流事業の他に、町と旅行会社が企画する音更町交流ツアーに参加する方に対して、参加費の一部を助成する予定です。詳細が決まりしだい改めてお知らせします。

【問い合わせ先】

政策推進課（☎46-2115）

町民講座「書道教室」の内容訂正

令和7年4月23日発行の広報お知らせ版に掲載した「令和7年度町民講座一覧」について、書道教室の「主な内容」について誤りがありました。下記の通り訂正し、お詫び申し上げます。

○訂正内容

誤) 町民講座の他、毎週木曜日に活動していますので、お気軽にご参加ください。（第5木曜は休み）

正) 町民講座終了後も、月2回活動しています。お気軽にご参加ください。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当（☎46-4744）

広報かるまい お知らせ版 486号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 / FAX 46-2335

带状疱疹予防接種（定期接種） のお知らせ

带状疱疹予防接種が定期接種となります。今年度に対象となる方には詳細が決まり次第（7月頃をめぐり）ご案内する予定ですので、接種を希望される方は、案内があるまで今しばらくお待ちください。

■定期接種の対象となる方

- ①年度内に65歳を迎える方
- ②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
- ③令和7年度から5年間の経過措置として次の方も対象となります
 - ・年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方
 - ・令和7年度に限り100歳以上の方

■接種期間（令和7年度）

令和7年7月頃から令和8年3月31日までを予定

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当(☎46-4111)

居場所トコトコかるまい広場 からのお知らせ

■開所日変更について

4月から開所日が変わりました。お気軽にお立ち寄りください。

- ・木曜日 10:00～15:30
- ・土曜日 10:00～15:30
(地域食堂の日は13:30まで)

曜日、時間帯により次のような内容となっております。

*いきいき百歳体操

第1、3、4、5木曜日 10:00～

*バザー祭 第2木曜日 10:00～12:00

*地域食堂「キッチントコかる」 概ね第3土曜日

*認知症カフェ 第4木曜日 13:30～15:30

■地域食堂「キッチントコかる」の日程

- ・日時 5月24日(土) 11:00～13:30
- 6月21日(土) 11:00～13:30

※受付は13:00まで、食事の提供は13:30で終了
(時間前でも食材が無くなれば終了となります)

- ・料金 子どもは無料、大人は1回100円

【問い合わせ先】健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

健康ふれあいセンター(☎46-4111)

オレンジカフェかるまい 「かだある茶屋」を開催

オレンジカフェかるまい「かだある茶屋」は、地域の方がどなたでも参加できる、認知症をテーマにしたつどいの場です。お茶を飲みながら物忘れのことや、生活のことなど語り合いませんか。認知症の方やご家族はもちろん、認知症について知りたい、という方もぜひお気軽にお立ち寄りください。専門スタッフもいるので、各種相談もできます。

■日時 5月22日(木) 13:30～15:30

■場所 居場所トコトコかるまい広場

■対象 認知症の方・ご家族、地域の方どなたでも参加可

■申込み 不要

■参加費 無料

【問い合わせ先】

軽米町地域包括支援センター(☎46-3906)

献血車「まごころ号」が やってきます

血液は人工的に作ることはできません。

あなたの血液で救える命があります。

病気やケガなどで輸血を必要としている方のために、一人でも多くの方へ献血のご協力をお願いします。

■日時 5月23日(金)

10:00～11:30、13:00～16:00

■会場 農村環境改善センター(軽米町役場となり)

※献血いただいた方に、まるこパン他、粗品をプレゼント

■申込み 不要

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当(☎46-4111)

ミニ面談会の開催

二戸地域雇用創造協議会では、二戸地域の求職者を対象に、ミニ面談会を開催します。

■日時

①5月21日(水) 14:00～

②6月25日(水) 14:00～

■場所

①二戸市シビックセンター2階 カルチャールーム

②ワークインにのへ

■参加費 無料

【問い合わせ先】

二戸地域雇用創造協議会(43-4250)

ハローワーク二戸(23-3341)

自主防災組織を結成しましょう

■地域の力でまちを守る

平成23年の東北地方太平洋沖地震や令和6年1月1日に発生した能登半島地震などの教訓を踏まえ、町では自主防災組織の設立に向けた取り組みを支援しています。

日頃から災害に備え、積極的に組織化に向けて取り組み「災害に強いまちづくり」を進めましょう。

■自主防災組織を結成しましょう

自主防災組織の規模や活動は「こうしなければならない」といった規定はありません。既存の行政区単位の組織（自治会や町内会）の中に「防災部」などを設置して組織化を図り、その地域の実情にあった防災活動を行っていきましょう。

自主防災組織づくりの手順の一例を紹介します。

①防災活動の必要性を話し合う

日ごろから町内会や自治会の集まりなどを利用して、防災についてよく話し合ひましょう。例えば、総会などで、自主防災組織の必要性を議題にあげるなどして、みんなで話し合う機会をつくりましょう。

②組織化を検討する

役員会などで、どのような組織にするか検討します。その際、町や消防署など関係機関に連絡して、自主防災に関する指導を受けるようにします。

③決議する

総会で自主防災組織結成案を決議し、賛同を得ます。自主防災組織は、組織に参加する住民相互の合意に基づくのが原則です。みんなが連携・協力して活動するという意識を共有することが大切です。

④組織規約、防災計画を作成する

組織の目的や事業内容、役員の選任・任務、会議の開催等を盛り込みます。また、組織運営には、安定した継続性が不可欠です。いざというとき、迅速かつ効率的に防災活動が行えるように年間の活動計画を立て、実行していくことが重要です。

なお、規約などのひな型は役場にありますのでご相談ください。

■自主防災組織の活動

自主防災組織の主な活動（例）は、次のとおりです。

○平常時の活動 避難場所の確認、防災訓練など

○災害時の活動 安否確認、避難誘導、初期消火、避難場所の運営

■自主防災組織の結成や活動に対する町の支援

○【軽米町行政区活動交付金】による支援

交付金は基本割（1行政区4万円）と世帯割（1世帯@1,200円）の合計で算出しますが、認定された自主防災組織が属する行政区で、年1回以上防災訓練や研修会等を実施した場合は2割を加算した額が交付されます。

○【防災士養成研修会参加経費】を負担（約50,000円/1人）

○【地域活動支援事業費補助金】による支援※補助率は、設立から3年目まで4分の3以内、4年目以降は3分の2以内となります。

事業	内容	補助率、限度額等
結成準備・防災士養成に係る事業	・組織の結成に向けた研修事業等に要する経費 (自主防災の組織化に向けた講習会に係る講師謝礼、資料の購入費など)	※補助率4分の3以内 年度内限度額15万円
	・防災士資格取得に伴う参加経費 (受講負担金を除く、滝沢市(車賃・宿泊料)又は青森県八戸市(車賃)を受講会場とし、町一般職旅費条例に基づき算出する。防災士証の取得を要件とする)	
要援護者対策事業	・高齢・障害者世帯の除雪支援に必要な機械・用具の購入に係る経費 (小型除雪機及びヘルメット等安全装備等購入費) ※小型除雪機については、行政区の班数から事業に協力可能な個人所有の小型除雪機の台数を差し引いた数を整備台帳の限度とし、1年あたりの補助対象は1台分を限度とする。 なお、補助対象となった除雪機の更新は、10年を経過したものとする。 ・高齢・障害者世帯の除雪支援に係る燃料費 (個人所有の機械分も対象とする。)	補助率4分の3以内 年度内限度額30万円
訓練・研修会事業	・初期消火・避難訓練、救出救護及び避難所運営に係る研修会等の実施に係る経費 (講師謝礼、講師旅費、訓練・研修資料費等)	補助率4分の3以内 年度内限度額5万円
防災資機材・物品整備事業	(1)・避難誘導、安否確認等の活動に必要な物品等の購入に必要な経費 (避難済み知らせる旗、電池メガホン、懐中電灯、携帯用ラジオ及び誘導棒等の購入費) ・地区公民館等活動拠点とする場合の日用品等の備蓄に要する経費 (調理用器材や電源不要の暖房器具、毛布、防水シート、紙おむつ及び生理用品等の購入費)	補助率4分の3以内 年度内限度額30万円
	(2)地区公民館等を活動拠点とする場合の資機材の整備に要する経費 (ガソリン携行缶、資機材の格納庫等の購入費)	
その他の事業	・その他自主防災活動に要する経費で町長が認めたもの	補助率4分の3以内 年度内限度額5万円

【問い合わせ先】 総務課(☎46-4738)